

令和3年8月18日

各 位

ゆりかご介護サービス  
管理者 栗林 雄一

## 【重要】外出支援サービスの提供に関するお知らせ

当事業所では、これまで新型コロナウイルス感染症対策の一環として、外出支援の一部を制限させていただいておりましたが、今般の緊急事態宣言、茨城県非常事態宣言および水戸市内での新型コロナウイルス感染者が急増している状況を踏まえ、社内で検討した結果、外出支援サービスの提供について、下記のとおり見直しを行ないましたのでお知らせいたします。

当事業所といたしましても、苦渋の判断でございます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 実施期間

令和3年8月18日から令和3年9月12日<sup>(※1)</sup>

#### 2. 対象事業

同行援護、行動援護、移動支援

#### 3. 提供条件

下記に該当する外出支援の提供はいたしません。

- ・ 水戸市外への外出
- ・ 公共交通機関<sup>(※2)</sup>を利用した外出

また、茨城県非常事態宣言内の「非常事態における対策1」<sup>(※3)</sup>に準拠し、下記の事項に該当する外出支援の提供はいたしません。

- ・ 外出支援中の会食
- ・ 「三つの密（密閉・密集・密接）」の内、一つでも該当する場所への外出

なお、上記に該当しない場合でも、事前に立寄り先等を明確にいただいた上で、外出支援の提供当日までの間、感染の拡大状況や社会情勢等を総合的に検討し提供の可否を判断させていただくこととなりますので、ご了承ください。

以上

(※1) 政府より発出された緊急事態宣言に準じています。延長等が発表された場合は、この限りではありません

(※2) 航空機、鉄道、バス、タクシー。ただし弊社が提供する介護タクシーは除く

(※3) 茨城県非常事態宣言については、下記 URL よりご確認ください。

[https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/210816\\_rinjikaiken.html](https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/210816_rinjikaiken.html)